高石市の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （26年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 58,887	千円 28,523,879	千円 151,109	千円 3,630,030	% 12.7	% 17.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
25年度	人 346	千円 1,343,831	千円 334,619	千円 528,425	千円 2,206,875	千円 6,378

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,815

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、２５年４月１日現在の人数である。
　　３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

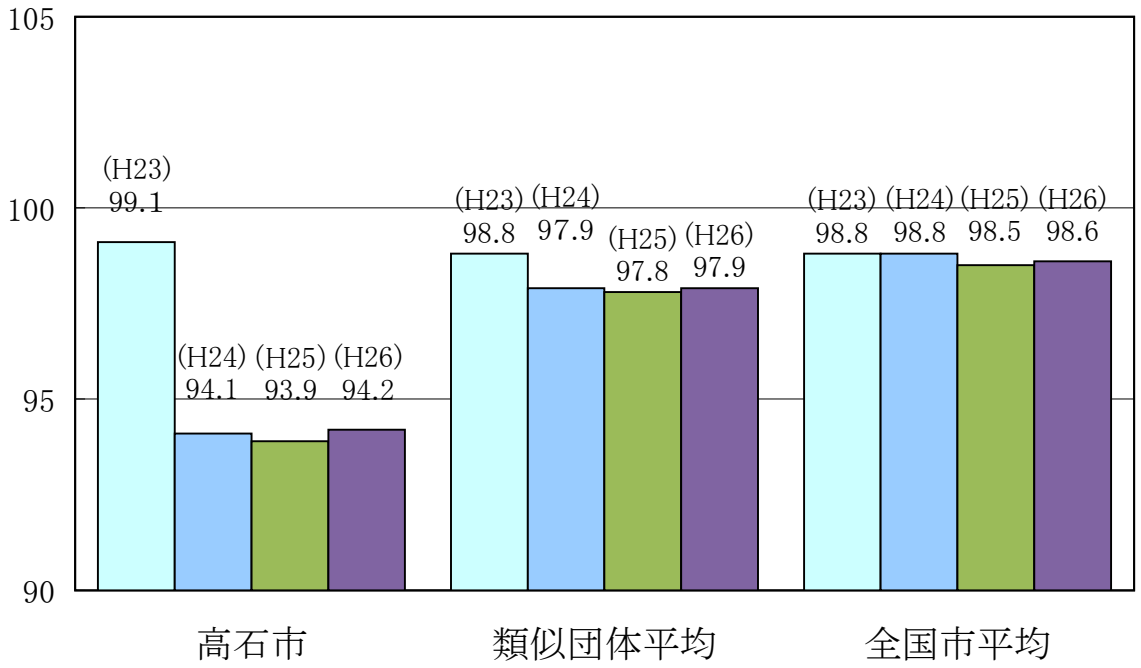

（注）１ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
　　３　平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施)　未実施　]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準12%に対し、高石市においては11%を支給。
(実施時期)実施時期は未定。支給割合は引上げず、11%のまま。

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	12%	15%	13%
高石市の支給割合	11%	11%	11%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(管理職特別勤務手当は平成26年12月10日実施、単身赴任手当は平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

(給与減額措置の内容)

特別職

項目	内容		期間
給料	市長	20%の減額	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
	副市長 教育長	15%の減額	

一般職

項目	内容		期間
給料	部長級	9%の減額	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
	次・課長級	8%の減額	
	課長代理級	7%の減額	
	係長級	5%の減額	
	主任級	4%の減額	
	主事級	3%、2%の減額	

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（２６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
高石市	43.0　歳	302,300　円	393,641　円	372,666　円
大阪府	42.9　歳	325,742　円	437,413　円	383,104　円
国	43.5　歳	335,000　円	―	408,472　円
類似団体	42.6　歳	322,632　円	389,653　円	357,265　円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
高石市	49.3　歳	27　人	336,000　円	395,478　円	389,500　円	－	－	－	－
うち調理員	49.1　歳	23　人	334,558　円	392,007　円	386,542　円	調理士	41.2歳	269,100　円	1.46
うち業務員	50.6　歳	4　人	344,443　円	415,498　円	406,527　円	－	－	－	－
大阪府	50.8　歳	679　人	314,793　円	399,410　円	368,321　円	－	－	－	－
国	50.1　歳	3,119　人	287,992　円	―	326,611　円	－	－	－	－
類似団体	49.7　歳	34　人	316,350　円	352,255　円	336,838　円	－	－	－	－

区　分	参　考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
高石市	－　円	－　円	－
うち調理員	6,467,394　円	3,545,600　円	1.82
うち業務員	6,933,189　円	－　円	－

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23～25年の3ヶ年平均）

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない

※　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(市：幼稚園)

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
高石市	46.7　歳	323,491　円	390,381　円	372,354　円
大阪府	40.4　歳	341,191　円	413,173　円	―
類似団体	40.1　歳	302,285　円	332,987　円	―

（注）1「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（２６年４月１日現在）

区　　分		高 石 市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	175,224円 (178,800)	177,549円 (178,800)	総合職 185,800 円 一般職 172,200 円
	高 校 卒	146,804円 (149,800)	143,489円 (144,500)	一般職 140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,804円 (149,800)	147,957円 (149,000)	―
教 育 職 (市:幼稚園)	大 学 卒	175,224円 (178,800)	198,303円 (199,700)	―
	短 大 卒	158,368円 (161,600)	175,960円 (177,200)	―

(注) 1 高石市欄における括弧書きは、給料等の特例に関する条例による措置がないとした場合の値(減額前)である。

2 大阪府欄における括弧書きは、大阪府独自の給与カット措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（２６年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	236,246円	324,387円	369,426円	367,387円
	高 校 卒	211,721円	299,324円	333,545円	361,458円
技能労務職	高 校 卒	―	294,848円	333,104円	347,021円
教 育 職 (幼稚園)	大 学 卒	236,292円	336,870円	―	―
	短 大 卒	220,500円	302,735円	346,117円	355,925円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（２６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
7 級	参与・部長・理事	人 8	% 3.6	円 413,000	円 478,200
6 級	次長・会計管理者・課長・参事	人 40	% 17.9	円 366,200	円 456,200
5 級	課長代理・主幹	人 46	% 20.6	円 320,600	円 422,600
4 級	係長・主査	人 33	% 14.8	円 261,900	円 388,300
3 級	主任	人 33	% 14.8	円 222,900	円 354,700
2 級	主事・技師	人 27	% 12.1	円 185,800	円 307,800
1 級	主事・技師	人 36	% 16.2	円 135,600	円 243,700

（注）１　高石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

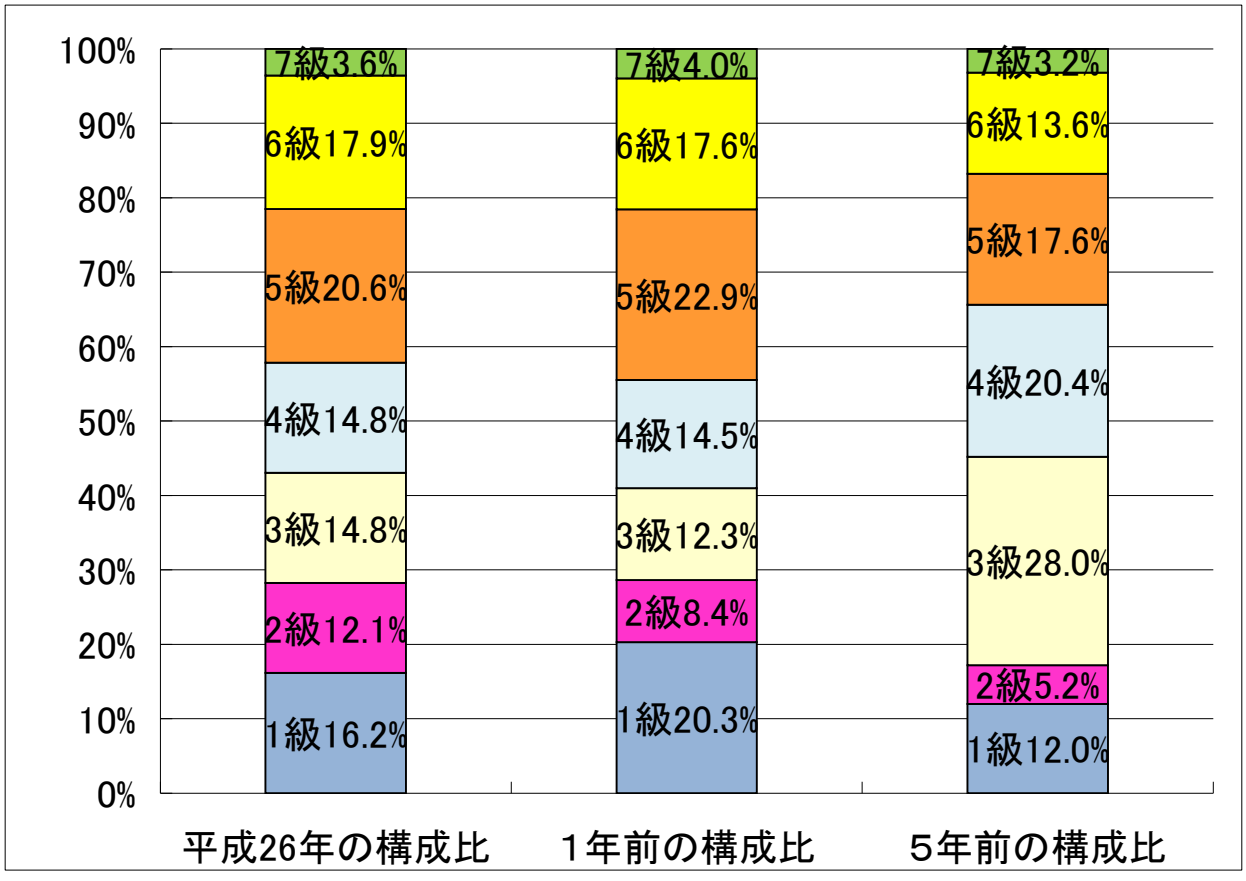

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績は反映しておりません。

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高　石　市	大　阪　府	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,420 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,589 千円	―
(25年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.6 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.6 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.6 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注)　( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（２６年４月１日現在）

高　石　市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額 7,184千円		24,852千円			

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当
（平成２６年４月１日現在）

支給実績(25年度決算)			166,692 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			452,967 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全域	11 %	全職員	12 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			93.4%
(ラスパイレス指数)			(94.2%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給率)/(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（２６年４月１日現在）

支給実績(25年度決算)			93 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			11,625 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)			2.17 %
手当の種類(手当数)			8種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納等実地徴収事務手当	市税・国民健康保険・介護保険担当職員	市税・国民健康保険料・介護保険料の滞納等実地徴収事務	日額　200円
清掃等作業手当	清掃等作業に従事した職員	清掃等作業	日額　300円
防疫作業手当	防疫作業に従事した職員	防疫作業	日額　300円
害虫等駆除作業手当	害虫等駆除作業に従事した職員	害虫等駆除作業	日額　300円
行路病人及び行路死亡人の収容護送手当	生活保護担当職員	行路病人又は行路死亡人の収容護送事務	(行路病人)　日額 1,000円 (行路死亡人)　日額 2,000円
死獣処理手当	死獣処理作業に従事した職員	死獣処理作業	1回　300円
有害物取扱作業従事手当	毒物、劇物等を取り扱う作業に従事した職員	毒物、劇物等を取り扱う作業	日額　150円
非常災害現場従事手当	風水害、地震、火災等において災害対策、救助等の現場作業に従事した職員	災害対策、救助等の現場作業	日額　300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度普通会計決算）	34,405 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度普通会計決算)	131,819 円
支給実績（25年度普通会計決算）	34,883 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)	153,670 円

(6) その他の手当（２６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	月額 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者なし1人目 11,000円 満16歳の年度始めから満22歳 年度末までの子5,000円加算	同じ		37,950 千円	194,615 円
住居手当	月額27,000円を最高支給限度額とし、その範囲内で支給	同じ		13,537 千円	250,685 円
通勤手当	○交通機関利用者 ・1箇月当りの運賃相当額が55,000円 以下については、運賃相当額 ・6箇月通勤定期券の価額を基礎とする	同じ		21,882 千円	160,897 円
	○交通用具利用者 ・距離に応じて支給(月額) 最高支給限度額 26,400円	異なる	最高支給限度額 24,500円 (月額)		
管理職手当	参与 85,000円 部長 73,000円 理事 63,000円 次長、会計管理者 58,000円 課長 53,000円 参事 42,000円 課長代理 34,000円 主幹 34,000円	異なる		59,582 千円	488,377 円
単身赴任手当	月額23,000円で、100km以上で距離に応じて加算し、1,500km以上で最高支給限度額45,000円	同じ		212 千円	212,000 円

５　特別職の報酬等の状況（２６年４月１日現在）

区分		給料	月額等
給料			(参考)類似団体における最高／最低額
	市長	696,000 (870,000) 円	1,000,000 円／ 440,000 円
	副市長	646,000 (760,000) 円	830,000 円／ 375,000 円
報酬	議長	580,000 円	698,000 円／ 310,000 円
	副議長	550,000 円	620,000 円／ 245,000 円
	議員	520,000 円	560,000 円／ 222,000 円
期末手当	市長	(25年度支給割合)	
	副市長	3.95 月分	
	議長	(25年度支給割合)	
	副議長	3.95 月分	
	議員		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市長	給料月額×在職月数に100分の50を乗じて得た額	20,880,000円 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数に100分の28を乗じて得た額	10,214,400円 任期毎

1　給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 平成25年	職員数 平成26年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	5	−1	事務合理化
		総務	80	78	−2	事務合理化、退職不補充
		税務	18	18	0	
		民生	110	108	−2	退職不補充
		衛生	18	18	0	
		労働	2	2	0	
		農水	2	2	0	
		商工	2	2	0	
		土木	43	43	0	
		計	281	276	−5	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　46.87　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　53.52　人)
	教育部門		66	61	−5	事務合理化、退職不補充
	小計		347	337	−10	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　57.23　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　71.79　人)
公営企業等会計部門	水道		14	15	1	業務増
	下水道		7	6	−1	事務合理化
	その他		16	15	−1	退職不補充
	小計		37	36	−1	
合計			384 [631]	373 [631]	−11	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　63.34　人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（２６年４月１日現在）

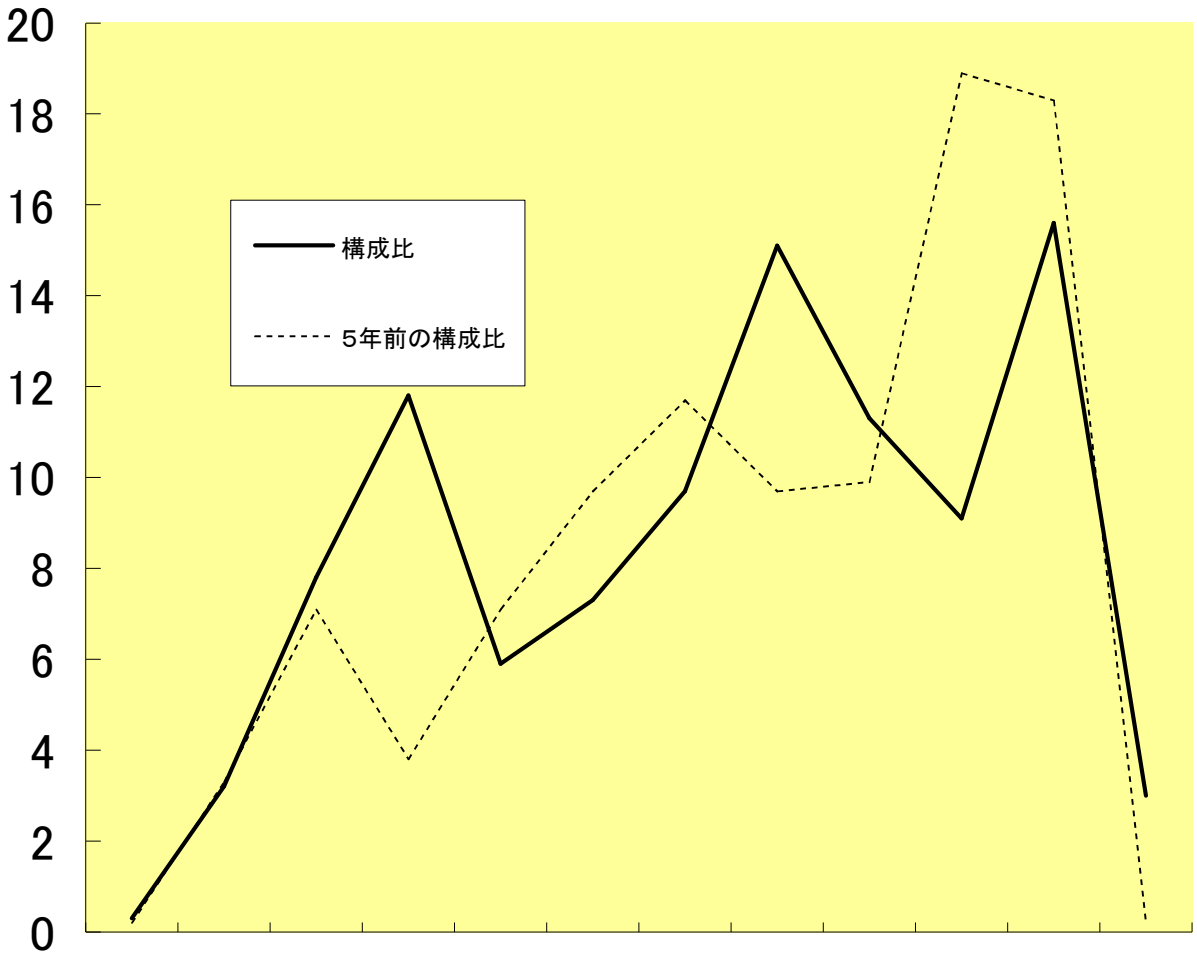

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 12	人 29	人 44	人 22	人 27	人 36	人 56	人 42	人 34	人 58	人 12	人 373

(3)職員数の推移

（各年4月1日現在）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	315	310	295	289	281	276	-39　(14.6%)
教　育	77	74	67	66	66	61	-16　(16.5%)
公営企業等会計	61	55	51	43	37	36	-25　(41.3%)
計	453	439	413	398	384	373	-80　(18.5%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

1) 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
	1,045,278	256,795	161,148	15.4	18.0

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,291千円を含まない。

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A	政令指定都市を除く市町村 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B		
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	17	60,573	15,947	23,757	100,277	5,899	6,123

(注) 1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、平成２６年３月３１日現在の人数である。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（２６年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高石市水道事業	44.4　歳	346,376　円	461,440　円
団体平均(政令指定都市を除く市町村)	45.0　歳	342,822　円	509,358　円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

高石市水道事業	高石市 (一般行政職･団体平均等)
1人当たり平均支給額(25年度) 1,320　千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,420　千円
(25年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.6 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.6 月分　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置　5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置　5%～20%

(注) (　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（２６年４月１日現在）

高石市水道事業			高石市 (一般行政職･団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	0千円	25,082千円	1人当たり平均支給額	7,184千円	24,852千円

(注) 退職手当の１人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（２６年４月１日現在）

支給実績(25年度決算)			7,476 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			439,765 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全域	11 %	全職員	11 %

エ　特殊勤務手当（２６年４月１日現在）

支給実績(25年度決算)			3 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			1,821 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)			8.2 %
手当の種類(手当数)			2種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物取扱作業従事手当	有害物取扱作業従事手当作業に従事した職員	毒物・劇物等を取り扱う作業	日額150円
非常災害現場従事手当	暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象若しくは大規模な火災、爆発下等において災害対策、救助等の現場作業に従事した者又は勤務時間外に呼び出しを受けて漏水等の復旧作業に従事した職員	災害対策、救助等の現場作業又は勤務時間外に呼び出しを受けた漏水作業等の復旧作業	日額300円

オ　時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	4,014 千円
職員１人当たり平均支給年額（24年度決算）	191,143 円
支給実績（25年度決算）	3,393 千円
職員１人当たり平均支給年額（25年度決算）	199,588 円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（２６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	月額 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者なし1人目 11,000円 満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子5,000円加算	同じ		2,328 千円	258,667 円
住居手当	月額27,000円を最高支給限度額とし、その範囲内で支給	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	○交通機関利用者 ・1箇月当りの運賃相当額が55,000円 以下については、運賃相当額 ・6箇月通勤定期券の価額を基礎とする	同じ		865 千円	66,538 円
	○交通用具利用者 ・距離に応じて支給(月額) 最高支給限度額 26,400円	同じ			
管理職手当	部長 73,000円 次長 58,000円 課長 53,000円 参事 42,000円 課長代理 34,000円 主幹 34,000円	同じ		1,838 千円	459,500 円
単身赴任手当	月額23,000円で、100km以上で距離に応じて加算し、1,500km以上で最高支給限度額45,000円	同じ		0 千円	0 円